

産業振興資金(オキナワ型産業振興貸付)の融資対象1から6は、各々次に掲げる要件を満たす県内の中小企業者、協同組合等としています。

		要 件
1	健康食品産業	保健機能食品(特定保健用食品、栄養機能食品)や一般的に「健康の保持増進に資する食品」として販売される健康食品の製造及び県内で製造される健康食品の販売を行う者
2	バイオ関連産業	バイオテクノロジー(生物機能利用技術)を用いた製品の製造を行う者
3	健康サービス産業	医療・福祉・健康産業分野などが一体となった生活者の健康の維持・増進に係る多様なニーズに対応するサービス業を行う者  主なものとして、下記の施設を運営して行うサービス業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス(各種リラクゼーション)、保健衛生(カイロプラクティックなど)、アスレチックジムなどが一体となった施設</li> <li>・サウナと温泉施設などが一体となったSPA</li> <li>・総合スポーツクラブ</li> <li>・健康・栄養管理サービスを行う医療関連施設</li> </ul>
4	泡盛産業	泡盛の製造を行う者
5	工芸産業	沖縄県伝統工芸産業振興条例第2条第1項に基づき指定され、同条施行規則第2条別表第1に定める次の伝統工芸製品の製造を行う者  ア. 陶器(壺屋焼、琉球焼) イ. 紅型(琉球びんがた) ウ. 漆器(琉球漆器) エ. 織物(喜如嘉の芭蕉布、読谷花織、読谷山ミンサー、久米島紬、宮古上布、八重山上布(グンボウ)、八重山ミンサー、与那国花織、与那国ドウタティ、与那国ガガンヌブー、与那国シダディ、首里緋、首里花織、首里道屯織、首里花倉織、首里ミンサー、琉球緋、南風原花織 オ. ガラス製品(琉球ガラス)
6	環境関連産業	環境負荷の低減や循環型社会の実現に向け、ア～ウの事業を行う者 ア. 環境負荷を低減させる装置の開発、製造、販売 (ア)公害防止・環境保全装置 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音振動などの防止装置、空気、水、土壌などの浄化装置、フロン排出抑制装置、フロン回収装置など  (イ)廃棄物処理装置・リサイクル装置 破碎装置、選別装置、減容装置、固形燃料化プラント、その他廃棄物資源化プラントなど イ. 環境への負荷の少ない製品(環境負荷低減型素材、エコ・グッズ)の開発、製造、販売 生分解性プラスチック、特定フロン等代替物、パルプモールド、その他環境負荷低減型素材など ウ. 廃棄物の再資源化、再利用型製品の開発、製造、販売 肥料化、廃自動車、建設廃棄物及び廃油などの再資源化を行う事業など
7	観光産業	次のいずれかに該当する施設を整備し、又は運営する者で、商工会又は商工会議所が地域の観光の振興に寄与すると認められた者 ア 宿泊施設 イ スポーツ又はレクリエーション施設 ウ 保養施設 エ 休憩食事施設 オ 観光土産品販売施設 カ その他特に観光の振興に寄与すると認められる施設